

熊本県情報公開審査会答申の概要 (平成21年1月28日付け答申第100号)

1 事案の概要

- H19. 8. 6 異議申立人 熊本県情報公開条例に基づき、熊本県知事(以下「知事」、担当課は水俣病審査課)に対し、次の文書の開示を請求
公害健康被害補償不服審査会の口頭審理における、処分庁(知事)側代理人の発言に関する、の文書
「検診録を含めて審査会、検診をやった医師の氏名について基本的には公表しない。これは県の審査会、検診医との約束でこれまで認定業務を進めてきた。」という発言に関して、その約束がなされた時の議事録
瞳孔視野計を「平成8年度から導入した」という発言に関して、その導入に至った経緯を示した議事録
- H19. 9.19 知 事 この請求に対し、不存在を理由に不開示を決定
- H19.10.23 異議申立人 不開示決定を不服として知事に対し行政不服審査法に基づき異議申立て
- H19.11. 7 知 事 「熊本県情報公開審査会」に諮問
今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 当事者の主張

(1) 異議申立人

について

記録の作成が「分からない」ということが理解できない。また、記録の確認ができないような認定審査会で本当に水俣病かどうかの判断ができるのかが疑問である。

について

記録の作成が「分からない」というほどずさんな検査法を導入したこと自体が間違っている。瞳孔視野計は高価であり、その導入についての記録の不存在をどうしても信じられない。

(2) 知 事

について

認定検診業務の再開に当たって、県が認定審査会委員や検診医に対して検診録は公表しない事を方針として示したとされているが、当時のやりとりの記録まで作成されていたかどうか分からない。記録が作成されていたとした場合、認定検診業務が再開された昭和51年4月よりも以前の認定審査会議事要点録及び関係資料に記録されている可能性があるとして確認したが、該当する記録が見当たらなかった。

について

平成6年度に瞳孔視野計における論文が出された事が一つのきっかけになったものと考えられるが、当時、導入に際しての記録が作成されていたかどうかは分からない。記録が作成されていたとした場合、平成6年度から8年度までに開催された認定審査会の議事要点録及び関係資料に、記録されている可能性があるとして確認したが、該当する記録が見当たらなかった。

(裏面あり)

3 審査会の判断

- (1) 及び の文書について、知事が、記録が作成されていたかどうかは「分からない」としながらも、記録が作成された可能性があるとして判断した期間はそれぞれ首肯できる。
- (2) 知事は、 と のいずれも、記録がある可能性のある文書として、認定審査会の議事要点録及び関係資料に記載されている以外考えられないとしているが、会議の運営に関し、別途会議が開催されることも考えられ、そのような会議が開催されていれば、その議事録等にも存在する可能性があると考えられる。
- 当審査会が、認定審査会の運営に関し別途開かれる会議について、知事に照会を行ったところ、同期間にそのような会議を開催した記録は存在しないとの回答があった。
- (3) 当審査会が行った書庫調査においても、 及び に該当するものは確認できなかった。
- (4) よって、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。
- なお、当審査会としては、本県情報公開制度の目的を考えると、記録の重要性についての認識が一層深まることを期待する。

諮問実施機関	：熊本県知事（水俣病審査課）
諮問日	：平成19年11月7日
答申日	：平成21年1月28日（答申第100号）
事案名	：水俣病認定審査に係る議事録の不存在による不開示決定の件（平成19年諮問第141号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、 年 月 日に開催された公害健康被害補償不服審査会の口頭審理における処分庁（熊本県知事）側代理人の発言に関する次の文書を、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

「検診録を含めて審査会、検診をやった医師の氏名については公表しない。これは県の審査会、検診医との約束でこれまで認定業務を進めてきた。」という発言に関して、その約束がなされた時の議事録（以下「本件請求文書」という。）

瞳孔視野計を「平成8年から導入した」という発言に関して、その導入に至った経緯を示した議事録（以下「本件請求文書」という。）

第2 諮問に至る経過

- 1 平成19年8月6日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、本件請求文書 及び について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成19年9月19日、実施機関は、本件請求文書 及び が存在しないことを理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成19年10月23日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成19年11月7日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件請求文書 及び を開示することを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書 について

実施機関の理由説明書によれば、熊本県が認定検診業務の再開に当たって、「認定審査会委員や検診医に対して検診録は公表しない事を方針として示した」という記載になっているが、それも「当時の大きな懸案事項であった」とされているだけに、これほど重大な「やりとりがなされた」にもかかわらず記録の作成が「分からない」ということがまったく理解できない。なぜならば、処分庁側代理人が口頭審理の席でこのことを「念頭に」おいて発言できたのも、何かしらの記録があったからこそできたはずである。この「方針」からは、熊本県が水俣病被害者を真剣に救済しようとする意気込みがまったく感じられず、逆に被害の全貌を隠蔽しようとする意図が感じられてならない。

熊本県が記録を作成されている場合として、「昭和51年4月よりも以前の認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料」の記録を確認したところ、「見当たらない」ということであるが、記録の確認ができないような認定審査会で本当に水俣病かどうかの判断ができるのかが疑問で、このことを考えれば考えるほど熊本県と認定審査会に対して不信任感を抱く。

(2) 本件請求文書 について

熊本県が瞳孔視野計の導入に当たって、「平成6年度に瞳孔視野計における論文（環境庁公害防止等調査研究委託費による報告書）が出された事が一つのきっかけ」という記載になっているが、導入するのであればそれなりの理由があるはずで、記録の作成が「分からない」というほどずさんな検査法を導入したこと自体が間違っている。また、平成8年でなければならぬほど逼迫していたのか。この「きっかけ」からは感じる事ができない。

「平成6年度から平成8年度までに開催された認定審査会の認定審査

会議事要点録及び関係資料」の記録を確認したところ、「見当たらない」ということであるが、口頭審理での請求人側の質問に対する処分庁の未回答についての「報告事項」に、瞳孔視野計が「購入価格は900万円である。国内では4台存在するが、水俣病の視野検査のために開発されたものは1台しかない」と記載されていたが、これほど多額のお金がかかっているにもかかわらず、記録の作成が不存在であることがどうしても信じられない。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書 について

昭和40年代後半から認定検診業務が1年半程ストップしたことがあり、当時業務再開に際して、認定審査会及び検診医と県との間で検診再開に向けたやりとりがなされた。その中で、業務再開に当たっては、県が認定審査会委員や検診医に対して検診録は公表しない事を方針として示したとされており、口頭審理の場での県側の発言は、当時のこれらの事を念頭になされたものである。認定検診業務の再開は、当時の大きな懸案事項ではあったものの、当時のやりとりの内容や結果についての記録まで作成されていたかどうかは分からない。

記録が作成されているとした場合、認定検診業務が再開された昭和51年4月よりも以前の認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料に記録されている可能性がある。

そこで、該当するであろう当時の議事要点録等を確認したが、該当する記録が見当たらなかったため、行政文書不存在による不開示決定としたものである。

(2) 本件請求文書 について

平成8年度からの瞳孔視野計導入に当たっては、平成6年度に瞳孔視野計における論文（環境庁公害防止等調査研究委託費による報告書）が出された事が一つのきっかけになったものと考えられるが、当時、導入に際しての記録が作成されていたかどうかは分からない。

記録が作成されているとした場合、平成6年度から平成8年度までに開催された認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料に記録されてい

る可能性がある。

そこで、該当するであろう当時の議事要点録等を確認したが、該当する記録が見当たらなかったため、行政文書不存在による不開示決定としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容などを踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件請求文書について

(1) 本件請求文書

本件請求文書における 年 月 日の口頭審理とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第111条に規定する公害健康被害補償不服審査会における審理の場である。この審理の場において、審査請求人側が、検診医名の公表を求めたところ、処分庁側が、県の審査会、検診医との約束で、検診録を含めて審査会、検診を行った医師の氏名について基本的には公表しないこととしてこれまで認定業務を進めてきた旨の説明を行っており、本件請求文書 は、この約束がどのような議論があってなされたのかがわかる議事録である。

(2) 本件請求文書

同じ口頭審理の場で、処分庁側代理人が、瞳孔視野計が平成8年から導入された旨の発言を行っており、本件請求文書 は、この平成8年から瞳孔視野計を導入するに至った経緯がわかる議事録である。

2 本件請求文書が存在する可能性のある範囲について

実施機関が、本件請求文書 及び を作成しているとした場合、存在する可能性があるとして確認した範囲が適切かどうかについて検討する。

(1) 可能性のある期間について

本件請求文書 について、実施機関は理由説明書で、「当時のやりとりの内容や結果についての記録まで作成されていたかどうかは分からない」としているが、作成されているとした場合、「認定検診業務が再開された昭和51年4月よりも以前の認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料に記載されている可能性がある」としている。実施機関からの説明では、昭和40年代後半から検診医や認定審査会委員の確保が

困難になったこと等により、認定検診業務が1年半程ストップしたことがあり、当時、業務再開に際して、認定審査会及び検診医と県との間で検診再開に向けたやりとりがなされ、その中で、県が認定審査会委員や検診医に対して、検診録は公表しないことを方針として示したとされており、口頭審理の場での県側の発言は、当時のこれらのことを念頭になされたものとのことである。

業務がストップした時期が昭和49年9月から昭和51年3月までであることから、本件請求文書が存在する可能性があるとするれば、昭和51年4月よりも以前に存在するとした実施機関の判断は首肯できる。

なお、本来、改正前の熊本県情報公開条例の施行以前（昭和61年3月31日以前）に作成・取得したものは、任意的開示の申出の対象とはなるものの、開示請求の対象とはならないものであるが、実施機関において念のために確認したものである。

次に、本件請求文書について、実施機関は理由説明書で、「当時、導入に際しての記録が作成されていたかどうかは分からない」としているが、作成されているとした場合、「平成6年度から平成8年度までに開催された認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料に記載されている可能性がある」としている。実施機関からの説明では、瞳孔視野計は「水俣病に関する調査研究報告書」（平成6年度環境庁公害防止等調査研究委託費による報告書）の中で「視野の他覚的検出法に関する研究」という論文が出されたのを機に導入を検討したものと考えられるとされている。それまでの、ゴールドマン視野計による検査及びアイカップによる検査とは別の検査法を県が導入するにあたり、専門的な見地からの当該論文が契機とされた可能性は高いと考えられる。そして、実際に導入したのは平成8年であるから、導入するに至った経緯がわかる記録があるとすれば、それは平成8年より以前であると考えられる。

これらのことを踏まえると、実施機関が、経緯を記載した議事録があるとすれば、平成6年度から平成8年度までの間に存在するとした判断は首肯できる。

（2）可能性のある文書について

本件請求文書について、実施機関は、可能性のある文書を認定審査会の認定審査会議事要点録及び関係資料としており、その理由を、認定審査会委員や検診医に直接かかわるこのような案件が認定審査会以外の

場面において示されることは考えられないとしている。そして、認定審査会における決定事項・報告事項等の記録が残されているものとしては、認定審査会の議事要点録及び関係資料に記載されている以外には考えられないとしている。

次に、本件請求文書 について、実施機関は、検査方法若しくは検査機器の導入については、水俣病認定に係る医学的事項に関することであるため、国からの指導、あるいは認定審査会や認定審査会委員・専門委員の指示もしくは意見なしに県独自で進めることはないとしている。そのうえで、導入に至った経緯を示す何らかの記録として、認定審査会の議事要点録及び関係資料に記載されている以外には考えられないとしている。

以上のとおり、実施機関は、本件請求文書 及び のいずれについても、認定審査会の議事要点録及び関係資料に記載されている以外考えられないとしているが、会議の運営に関し、別途会議が開催されることも考えられることから、そのような会議が開催されていれば、その議事録等にも存在する可能性があると考えられる。

3 実施機関の確認について

実施機関は、本件開示請求を受けて、上記2(1)に記載した、可能性のある期間の認定審査会の議事要点録及び関係資料について確認したが、本件請求文書 及び は存在しなかったとしている。

また、当審査会が、実施機関に対し認定審査会の運営に関し別途開かれる会議について照会を行ったところ、実施機関から、上記議事要点録等を改めて確認したが、同期間にそのような会議を開催した記録は存在しないとの回答があった。

4 書庫調査について

当審査会では、本件請求文書 及び の存否について確認するため、事務局員をして担当課である環境生活部水俣病審査課の書庫の調査を行わせた。その結果は次のとおりであり、本件請求文書 及び の存在はいずれも確認できなかった。

本件請求文書 については、昭和45年1月の第1回の認定審査会から、昭和51年10月の第39回までが綴られている認定審査会議事要点録の綴りについて、その全てを確認した。この綴りは、議事要点録とその添付資料で構成されている。その中には医師の氏名を公表しないとする約束が

なされた時の議事録は存在せず、そのような議論がなされたことを示す議題等の記載もなかった。

また、本件請求文書 については、平成5年度から平成8年度までの年度ごとの認定審査会議事要点録の綴りを確認した。これらの綴りも議事要点録とその添付資料で構成されている。その中には、瞳孔視野計の導入に至った経緯を示した議事録は存在せず、そのような議論がなされたことを示す議題等の記載もなかった。

なお、認定審査会の運営に関し別途開かれる会議については、実施機関から、そのような会議があれば、その記録は認定審査会議事要点録の綴りに綴られるとの説明であり、実際、認定審査会の運営に関し別途開かれる会議に関する別の綴りは見当たらず、上記期間の認定審査会議事要点録の綴りを確認したが、認定審査会以外のものは含まれていなかった。

5 本件請求文書の存在・不存在について

上記2から4のとおり、本件請求文書 及び は、いずれも存在が認められず、実施機関が本件請求文書 及び が存在しないと判断したことは妥当である。

6 付帯意見

水俣病問題は、言うまでもなく県政の重要課題であり、今回の開示請求に係る瞳孔視野計の導入は、水俣病認定のための検査方法の変更に係わる重要な事項であったと考えられる。当審査会としては、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進するとともに、開かれた県政の推進に資するという、本県情報公開制度の目的を考えると、記録の重要性についての認識が一層深まることを期待するものである。

7 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		渡邊 榮文
委	員	大脇 成昭
委	員	田中扶慈子
委	員	前田 和美

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年11月 7日	・ 諮問(第141号)
平成19年12月14日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受 理
平成20年 1月15日	・ 異議申立人から理由説明書に対する意見書 を受理
平成20年 9月24日	・ 審議
平成20年10月20日	・ 実施機関からの口頭説明聴取及び審議
平成20年11月17日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成20年12月22日	・ 審議
平成21年 1月19日	・ 審議